



各 位

JASDAQ

平成 26 年 11 月 21 日



株式会社イデアインターナショナル
 代表取締役社長 森 正 人
 (コード番号: 3140 JASDAQ)
 問合せ先: 取締役 経営情報部長
 松 原 元 成
 (TEL 03-5446-9505)

**第三者割当により発行される第1回新株予約権の発行及び
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 11 月 21 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（本新株予約権発行と本契約締結を併せた資金調達スキーム全体を、以下、「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 26 年 12 月 8 日
(2) 新株予約権の総数	189 個
(3) 発 行 価 額	総額 13,381,011 円（新株予約権 1 個につき 70,799 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	378,000 株（新株予約権 1 個につき 2,000 株）
(5) 調 達 資 金 の 額	624,229,011 円（差引手取概算額: 617,929,011 円） （内訳）新株予約権発行による調達額: 13,381,011 円 新株予約権行使による調達額: 610,848,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 1,616 円（固定）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示

割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、マイルストーン社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先である同社に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・株式会社東京証券取引所 JASDAQ グロース市場（以下「JASDAQ 市場」といいます。）における 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の終値単純平均が行使価額の 130%（2,100.8 円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 15%を、末尾記載の発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数で除し、1 株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

- ・ JASDAQ 市場における 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の終値単純平均が行使価額の 150%（2,424 円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の 20%を、末尾記載の発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数で除し、1 株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。

上記行使指示を受けた割当予定先は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

なお、行使指示の株数は、マイルストーン社と健康コーポレーション株式会社（以下「健康コーポレーション社」といいます。）が締結した株式貸借契約の範囲内（50,000株）としております。

③ 行使条件

本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成 26 年 11 月 21 日）時点における当社発行済株式総数（3,019,500 株）の 10%（301,950 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

④ 新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

⑤ 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社は、平成7年11月に時計を中心とした商品の企画開発・販売を目的として設立され、平成20年7月に大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(現東京証券取引所JASDAQ〔グロース〕)に上場しております。現在は、時計や家電など、MOMA(ニューヨーク近代美術館)のパーマネントコレクションにも選ばれるデザイン性の高い生活雑貨やオーガニック化粧品等、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及び健康関連商品・音響商品等を主とした国内外のセレクトブランド商品の販売を主たる事業としております。

当社は、平成25年6月期(連結)において、632百万円の当期純損失を計上し、498百万円の債務超過に陥り、平成26年6月期においては純資産額49百万円となり当該債務超過は解消されたものの、平成26年4月の消費増税等による消費の落ち込みの影響もあり、当社を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるため、金融機関、仕入先といった取引先からの信頼確保の見地から、自己資本の増強が喫緊の課題となっております。

また、平成26年6月期は営業利益45百万円と黒字に転じたものの、最終利益は赤字となり、依然として赤字体質を抜け出せずにいるため、平成27年6月期においては商品力の強化と販売力の強化を推し進め営業利益292百万円、最終利益235百万円と大幅な業績の回復を果たす計画ですが、早期の業績回復をするためには十分な運転資金や店舗投資資金の確保が必要であると判断しております。

したがって、平成26年7月に実施した第三者割当による新株式発行により150百万円の資金を調達いたしました。調達した資金150百万円(手取り金額148百万円)については、平成26年8月から9月の生活雑貨、オーガニックコスメ商品の仕入代金の一部に充当いたしました。具体的には、デザイン家電・トラベル商品等の生活雑貨に137百万円、ヘアケア・スキンケア等のオーガニックコスメ商品11百万円の合計148百万円の仕入代金として有効活用いたしました。これは当社が閑散期である8月9月に運転資金の不足を補うために行った調達であり、運転資金上必要不可欠な性質のものでした。

しかしながら、今回の調達は当社は早期の業績の回復を図るため、以下の3つの施策を実施するための財務戦略として位置づけております。1つ目の施策はオーガニックコスメ商品ブランド「テラクオーレ」、トラベル商品ブランド「ミレスト」、インテリア雑貨ブランド「ブルーノ」については年末から広告宣伝を積極的に進め、ブランド認知力を高めることで収益の拡大を図る施策です。この施策では広告効果を業績に大きく反映するためには、主力商品を欠品させないよう商品在庫を確保する必要があります。2つ目の施策は新規店舗において、業績好調のトラベルショップ「GATE(ゲート)」を中心に、駅ビル、空港などの超一等地の立地戦略を進めていく施策です。3つ目は既存店舗を順次内装等を改装し、収益の拡大を図る施策です。この3つの施策は企業価値向上に大きく寄与するものと考えておりますが、現時点では財務状況は必ずしも余裕のある状況ではなく、この施策を実施する上では、財務面の制約のある中で店舗投資資金、運転資金を捻出していく必要があります。当社の早急な業績回復の妨げになる可能性があります。以上のことから調達した資金を主力商品の仕入代金の充当と新規出店費用および店舗改装費用に充当し、主力事業の強化を図ることで、早急な業績の回復が見込まれることから、本資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。間接金融(銀行借入)による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融による資金調達方法を選択し、その検討を行いました。その検討において、公募増資につい

ては、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、また、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難であったため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達方法の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達方法に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（平成26年11月21日）時点における当社発行済株式総数（3,019,500株）の10%（301,950株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の12.52%（378,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法又はより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期に業績向上を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の

利益向上に繋がるものと考えております。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 1,616 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 378,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の J A S D A Q 市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を、以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として 10 取引日内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に 10 日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。各行使指示は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の J A S D A Q 市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130% (2,100.8 円) を超過した場合に、条件成就の日の J A S D A Q 市場における発行会社の出来高の 15% を、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数で除し、1 株未満の端数を四捨五入することによって得られた個数を上限として行われます。

また、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の J A S D A Q 市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150% (2,424 円) を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の J A S D A Q 市場における当社株式の出来高の 20% に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示の株数は直近 7 連続取引日（条件成就の日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と健康コーポレーション社が締結した株式貸借契約の範囲内（50,000 株）とすることとしております。

(3) 行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 26 年 11 月 21 日）時点における当社発行済株式総数（3,019,500 株）の 10%（301,950 株）を超えることとなる場合の、当該 10% を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して、10%を超える大株主として当社株式を保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

(4) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(5) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	624,229,011円
内訳(新株予約権の発行による調達額)	13,381,011円
(新株予約権の行使による調達額)	610,848,000円
発行諸費用の概算額	6,300,000円
差引手取概算額	617,929,011円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用 1,500,000円、登記費用関連費用 2,200,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用) 2,600,000円となります。
 3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 仕入代金	377	平成26年12月頃 ～平成27年6月頃
② 店舗改装費用	40	平成27年1月頃 ～平成28年3月頃
③ 新規出店費用	200	平成27年10月頃 ～平成29年6月頃

① 仕入代金 377,929,011円

当社は、本件取得資金を当社における平成26年12月から平成27年6月の生活雑貨、オーガニックコスメ商品の仕入代金の一部に充当いたします。具体的には、平成26年12月から平成27年6月までにデザイン家電・トラベル商品等の生活雑貨630百万円、ヘアケア・スキンケア等のオーガニックコスメ商品127百万円の合計757百万円の納入予定がありますが、その仕入代金の一部として、支払期日が到来するものから順次充当する予定であります。なお、具体的な支払期日及び代金額は未定であり、今後実際に仕入れを実施する中で確定する予定です。

② 店舗改装費用 40,000,000 円

当社は、本件取得資金を当社における平成 27 年 1 月から平成 28 年 3 月の既存店舗改装費用の代金に充当いたします。具体的には、インテリア雑貨ショップ「アイデアセブンスセンス」、トラベルショップ「ゲート」、オーガニックコスメショップ「テラクオーレ」の既存店舗の改装費用代金として予定しています。なお、具体的な支払期日及び代金額は未定であり、今後新規店舗契約、改装工事業者との契約を締結する中で確定する予定です。

③ 新規出店費用 200,000,000 円

当社は、平成 28 年 6 月期、平成 29 年 6 月期においてそれぞれ 2 店舗程度、新規に店舗を開設する計画です。本件取得資金を当社における平成 27 年 10 月から平成 29 年 6 月の新規店舗費用の代金に充当いたします。具体的には、インテリア雑貨ショップ「アイデアセブンスセンス」、トラベルショップ「ゲート」、オーガニックコスメショップ「テラクオーレ」の内装工事費、什器などの新規店舗初期費用代金として予定しています。なお、具体的な支払期日及び代金額は未定であり、今後新規店舗契約、改装工事業者との契約を締結する中で確定する予定です。

ただし、本新株予約権の権利行使が予定通り行われなかったことにより、調達額又は調達時期が上記の計画通りに進まなかった場合は、①仕入代金資金、②店舗改装費用、③新規出店費用の順にて充当する予定であります。なお、各資金使途における調達額又は調達時期が計画通り進まなかった場合の対応方針は以下の通りです。

① 仕入代金資金につきましては、主に売上代金の回収の範囲内にて手当てを行う予定です。ただし、オーガニックコスメ商品ブランド「テラクオーレ」、トラベル商品ブランド「ミレスト」及びインテリア雑貨ブランド「ブルーノ」につきましては、年末から広告宣伝を積極的に進める予定ですので、これらの広告効果を最大限に生かし、機会損失を招くことがないようにするため、他ブランド商品の仕入計画の見直し等の検討により、これらのブランド商品の十分な在庫を確保する予定です。

② 店舗改装費用につきましては、店舗改装計画を再検討いたします。

③ 新規出店費用につきましては、資金手当てが 1 年程度先であることから、間接金融を含め必要資金の調達方法を再検討してまいります。

なお、本新株予約権の権利行使が予定通り進まなかった場合には、上記のような対策を実施することにより対応する予定ではありますが、権利行使の状況によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、平成 26 年 10 月 14 日に発表した中期経営計画において、平成 29 年 6 月期までに売上高 56 億円、営業利益 4 億円を達成することを目標としております。この目標実現のためには、積極的な商品開発・展開と新規店舗開設が不可欠であり、また、現在の当社を取り巻く環境から投資の時期としても最適であると判断しております。以上のように、今回調達する資金は、事業拡大を目的とするものであり、今後の当社の成長及び収益性の向上に寄与するものと判断いたします。従いまして、本新株予約権の資金使途は、十分に合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（所在地：東京都港区元赤坂 1-6-2、代表取締役：小幡治）に算定を依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定

数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、算定の前提条件として、本新株予約権の権利行使価額は、算定基準日における発行会社普通株式の終値の90%の価格である1株あたり1,616円としております。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれ標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の株価1,795円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）84.5%（3ヶ月/年）、85.3%（6ヶ月/年）、76.3%（1年）、76.3%（2年）、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利子率0.1%（3ヶ月）、0.1%（6ヶ月）、0.1%（1年）、0.1%（2年）、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

発行会社の行動は、基本的に割当先による権利行使を待つが、条件が満たされている場合は行使指示を行うことを前提としています。なお、当社に付された取得条項は、発行要項上本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも本新株予約権を取得することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の200%以上となった場合に設定しております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却することと仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも175%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の50%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定しています。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられる汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、算定結果である評価額70,799円を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を金70,799円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値（1,795円）を基準としつつも、当該決議日までの1ヶ月間の終値平均1,655円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均1,434円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均1,226円も参考にして、同取締役会決議日の直前取引日である平成26年11月20日のJASDAQ市場における当社普通株式の終値（1,795円）から10%割り引かれた1,616円といたしました。また、行使価額のディスカウント率を10%とした経緯としましては、当社と割当予定先との行使価額に関する交渉の経緯として、交渉を開始した平成26年10月24日以降の株価である1,500円から1,828円までの株価推移を前提として、最終的に行使価額の交渉を行いました。割当予定先との協議を続けた結果、既存株主への株式希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。これは、現時点においては、現在の当社の状況を鑑みて、当社への投資の引受先は限られており、他に現実的なより

良い資金調達はないことを考慮したうえで判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は 378,000 株であり、平成 26 年 11 月 21 日現在の当社発行済株式総数 3,019,500 株に対し 12.52%（平成 26 年 11 月 21 日現在の当社議決権個数 29,255 個に対しては 12.92%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1 株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1 株当たり 1,616 円であります。これは平成 26 年 6 月期の 1 株当たり純資産 18.86 円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1 株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去 3 期の 1 株当たり当期純利益は、平成 24 年 6 月期 21.27 円、平成 25 年 6 月期マイナス 851.99 円、平成 26 年 6 月期マイナス 38.01 円となっております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	平成24年2月1日（注1）
(7) 発 行 済 株 式 数	200株
(8) 決 算 期	1月31日
(9) 従 業 員 数	3人
(10) 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 S B I 証券
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13) 上場会社と当該会社との間の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。

	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成24年1月期 (注2)	平成25年1月期	平成26年1月期
	純資産	13	96	98
	総資産	245	924	1,754
	1株当たり純資産(円)	65,616	480,064	494,861
	売上高	724	2,766	9,968
	営業利益	14	49	80
	経常利益	14	58	73
	当期純利益	11	76	2
	1株当たり当期純利益(円)	55,048	380,331	14,797
	1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)の業績です。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関である株式会社ディー・クエスト(所在地：東京都千代田区神田駿河台3-4、代表取締役：脇山太介)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先を選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。なお、マイルストーン社は、当社親会社の健康コーポレーション社へ資金調達の提案をしたことがあり、健康コーポレーション社より当社に紹介を受けた経緯があります。

このような検討を経て、当社は、平成26年11月21日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、マイルストーン社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約30社に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る

場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、マイルストーン社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことにより、今般マイルストーン社を割当予定先として選定することといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社からは純投資である旨の意向を口頭で表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と口頭で伺っております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 2 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高 99 億 68 百万円、営業利益が 80 百万円、経常利益が 73 百万円、当期純利益が 2 百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成 26 年 1 月 31 日現在の純資産が 98 百万円、総資産が 17 億 54 百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成 26 年 10 月 30 日現在の預金残高が 4 億 25 百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使に係る資金を保有していると判断した理由といたしましては、財務諸表の各数値及び預金口座残高により、財務の健全性並びに本新株予約権の引受け及び本新株予約権の行使の条件を踏まえて想定される最大限の本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものであります。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、健康コーポレーション社との間で、当社株式の貸借契約を締結します。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、健康コーポレーション社との間で、平成 26 年 11 月 21 日から平成 28 年 12 月 7 日までの期間において当社普通株式 50,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年9月末日現在）	
健康コーポレーション株式会社	68.75%
橋本 雅治	10.43%
株式会社ジャパングャルズSC	9.89%
株式会社アイデアインターナショナル	3.10%
アイデアインターナショナル役員持株会	0.95%
松原 元成	0.72%
日本証券金融株式会社	0.54%
高島 成男	0.32%
株式会社SBI証券	0.28%
アイデアインターナショナル従業員持株会	0.25%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成26年9月末日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成26年12月8日（本新株予約権の払込完了以降）から平成28年12月7日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成26年9月29日に公表いたしました「平成27年6月期通期個別業績予想に関するお知らせ」に変更はありません。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

①連結

	平成24年6月期	平成25年6月期	平成26年6月期
連結売上高	5,548,085千円	4,994,439千円	5,031,757千円
連結営業利益	84,621千円	△526,991千円	46,952千円
連結経常利益	35,388千円	△571,447千円	△16,917千円
連結当期純利益	15,792千円	△632,540千円	△77,780千円
1株当たり連結当期純利益	21.27円	△851.99円	△38.01円
1株当たり連結配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	180.09円	△672.00円	—

②個別

	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期	平成 26 年 6 月期
売 上 高	5,548,085 千円	4,994,439 千円	5,031,757 千円
営 業 利 益	80,030 千円	△530,942 千円	45,559 千円
経 常 利 益	34,498 千円	△569,904 千円	△18,484 千円
当 期 純 利 益	15,083 千円	△630,817 千円	△79,166 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	20.31 円	△849.67 円	△38.69 円
1 株 当 たり 配 当 金	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産	179.10 円	△670.67 円	18.86 円

(注) 連結子会社であった株式会社クレアベルデは平成 26 年 6 月 30 日付の株主総会にて解散を決議し、現在清算手続中であり、重要性が低下したため、平成 26 年 6 月期連結会計年度より連結の範囲から除外しております。従いまして、当該連結会計年度の連結貸借対照表及び連結付属明細表は作成していません。このため、1 株当たり連結純資産については記載していません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 26 年 11 月 21 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	3,019,500 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	378,000 株	12.52%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 24 年 6 月期	平成 25 年 6 月期	平成 26 年 6 月期
始 値	440 円	475 円	496 円
高 値	600 円	805 円	1,468 円
安 値	292 円	456 円	321 円
終 値	485 円	501 円	1,160 円

② 最近 6 か月間の状況

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始 値	650 円	1,151 円	1,300 円	1,302 円	1,955 円	1,576 円
高 値	1,468 円	1,339 円	1,368 円	1,555 円	1,955 円	1,940 円
安 値	607 円	1,149 円	1,025 円	1,055 円	1,385 円	1,500 円
終 値	1,160 円	1,300 円	1,302 円	1,555 円	1,575 円	1,795 円

(注) 11 月の状況は、平成 26 年 11 月 20 日までの状況を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 11 月 20 日
始 値	1,800 円
高 値	1,800 円
安 値	1,777 円
終 値	1,795 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による新株式発行

発行期日	平成25年9月25日
調達資金の額	金607,569,000円(差引手取概算額587,569,000円)
発行価額	1株につき金417円
募集時における発行済株式数	791,000株
当該募集による発行株式数	1,457,000株
募集後における発行済株式総数	2,248,000株
割当先	健康コーポレーション株式会社
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	① 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還費用 平成25年9月 ② 運転資金 平成25年9月
現時点における充当状況	全額充当済み

②第三者割当による新株式発行

発行期日	平成26年7月31日
調達資金の額	金150,007,500円(差引手取概算額148,282,500円)
発行価額	1株につき金531円
募集時における発行済株式数	2,737,000株
当該募集による発行株式数	282,500株
募集後における発行済株式総数	3,019,500株
割当先	健康コーポレーション株式会社に130,100株 株式会社ジャパングャルズS Cに152,400株
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	運転資金 平成26年8月～9月
現時点における充当状況	全額充当済み

10. 発行要項

株式会社イデアインターナショナル第1回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社イデアインターナショナル第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 13,381,011 円

3. 申込期日 平成 26 年 12 月 8 日

4. 割当日及び払込期日 平成 26 年 12 月 8 日

5. 募集の方法 第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 378,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 2,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 189 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 70,799 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,616 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQグロース市場（以下「JASDAQ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の

日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 26 年 12 月 8 日（本新株予約権の払込完了以降）から平成 28 年 12 月 7 日（但し、平成 28 年 12 月 7 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 26 年 11 月 21 日）時点における当社発行済株式総数（3,019,500 株）の 10%（301,950 株）（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該 10%（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社イデアインターナショナル 経営情報部

住所 東京都港区芝五丁目13番18号 いちご三田ビル3階

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 三田通支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 70,799 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 26 年 11 月 20 日）の J A S D A Q 市場における当社普通株式の終値 1,795 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上